

札幌大学総合研究 第十号 (二〇一八年三月)

〈訳注〉

『封氏聞見記』 訳注 (五)

高瀬 奈津子・江川 式部

本稿は、前稿に引き続き、唐の封演が撰した『封氏聞見記』巻三の訳注である。巻三の篇目は、貢奉・制科・銓曹・風憲の四篇である。紙幅の都合から、本稿ではこのうち銓曹の前半と風憲の訳注を行う。

〔一〕『封氏聞見記』巻三・銓曹(一)

【原文】

貞觀中、天下豐饒。士子皆樂鄉土、不窺仕進。至于官員不充省符、迫人赴京參選。遠州皆率衣糧以相資送、然猶辭訴求免。選人至省、便拜職官、考滿即授牒請處分。吏部候人數滿百或二百即引試、量書判注擬、乃無被放者。故吏曹四時提衡、略無休暇。

貞觀十年、中書令馬周檢校吏部尚書、始奏選人取所由文解、十月一日起首、三月三十日畢。

先是、侍郎唐皎銓引選人、問其穩便。對曰「家在蜀」、乃注吳。有言「親老在江南」、即唱隴右。有一信都人、心希河朔恩、給曰「願得淮・淝」、即注漳・滏間一尉。由是大爲選人作法、取之。往往有情願者。

高宗龍翔之後、以不堪任職者衆、遂出長勝放之冬集、俗謂之「長名」。

宏道中、魏克己爲侍郎、放榜遂出得留者名、街路喧譁、甚爲冬集人授接。坐此出爲同州刺史。

同時鄧元挺素無藻鑑、又患消渴、選人作鄧渴詩、榜之南院、亦被貶爲壽州。

則天如意元年、李志遠掌選、有姓方姓王者並被放、私與令史相知、減其點畫、「方」改爲「丁」、「王」改爲「士」、擬授官後即加增文字。志遠一見便覺曰「今年銓覆數萬人、總知姓字、何處有『丁』『士』乎。此必『方』『王』也」。令史並承伏。

久視中、侍郎顧琮性公直、時多權倖、公行屬托、琮不堪其弊。常因官齋見壁畫、指謂同位曰「此亦至苦、何不畫天官掌選乎」。

陸元方、常任天官侍郎。臨終曰「我年當壽、但以領選之日傷苦心神」。言訖而歿。

中宗景龍末、崔湜・鄭愔同執銓管、數外倍留人。及注擬不盡、即用三考二百日關。通夏不了、又用兩考二百關。其或未能處置、即且給公驗、謂之比冬。選人得官、有二年不能上者。有一人索遠得留、乃注校書郎。選司綱維紊壞、皆以崔・鄭爲口實。愔坐貶江州司馬。

員外盧藏用承鄭氏之後、尚有七百餘人未授官、一切奏至冬處分、大遭怨讟。

【訓読】

貞觀中、天下豊饒にして、士子は皆な郷土を樂み、仕進を窺わず(一)。官員の省符に充てざるに至り(二)、人を追いて京に赴きて參選せしむ。遠州は皆な衣糧を率めて以て相い資送し、然れども猶お辞訴求免す。選人省に至らば、便ち職官を拜し、考満つれば即ち授牒して処分を請う(三)。吏部の候人数、百或いは二百に満つれば即ち引試し、書判を量りて注擬し、乃お放せらるる者無し(四)。故に吏曹は四時提衡し、略ぼ休暇無し(五)。

貞觀十年、中書令馬周、吏部尚書を檢校す。始めて選人の所由の文解を取るを奏し、十月一日に起首し、三月三十日に畢る(六)。

是より先、侍郎唐皎、選人を銓引するに、其の穩便を問う(七)。對えて曰く「家は蜀に在り」と。乃ち呉に注す。「親は老いて江南に在り」と言う有らば、即ち隴右と唱う。一信都の人有り、心に河朔の恩を希い、給きて曰く「願はくは淮・淝を得ん」と。即ち漳・滏の間の一尉に注せらる。是れ由り大いに選人の作法と爲り、之を取りて往往情願する者有り。

高宗龍朔(龍朔)の後、任職に堪えざる者の衆きを以て、遂に長榜を出して之を冬集に放つ、俗に之を「長名」と謂う(八)。

宏道(弘道)中、魏克己侍郎と為り、放勝して遂に留を得たる者の名を出す。街路喧譁して、甚だしく冬集の人の授接と為る。此に坐して出でて同州刺史と為る(九)。

時を同うして、鄧元挺は素より藻鑑無く、又た消渴を患う。選人鄧渴詩を作り、之を南院に勝す、亦た貶せられて寿州と為る(一〇)。則天如意元年、李志遠選を掌り、姓方・姓王なる者の並びに放せらるる有り。私かに令史と相い知り、其の点画を減して、「方」は改めて「丁」と為し、「王」は改めて「土」と為す、擬して授官せらるるの後、即ち文字を加増す。志遠一見して便ち覺りて曰く「今年は銓覆は数万人、総て姓字を知るに、何れの処に『丁』『土』有らんや。此れ必ず『方』『王』なり」と。令史並びに承伏す。(一一)久視中、侍郎顧琮、性は公直なり、時に権倖多く、公に属托を行う。琮は其の弊に堪えず。常て官齋に因りて壁画を見、指して同位に謂いて曰く「此れ亦た至苦なり、何ぞ天官の選を掌るを画かざらんや」と。(一二)

陸元方、常て天官侍郎に任せらる。終に臨みて曰く「我れ年は寿に当る、但だ領選の日を以て心神を傷害す」と。言い訖りて歿す。(一三)中宗景龍の末、崔湜・鄭愔、共に銓管を執る、しばしば数外に留人を倍増す。注擬尽きざるに及び、即ち三考二百日の関(欠)を用う。通夏了らず、又た兩考二百の關(欠)を用う。其れ或いは未だ処置すること能わず、即ち且に公験を給い、之を比冬と謂う。選人の官を得るに、二年もて上す能わざる者有り。一人の遠きを求めて留を得たる有り、乃ち校書郎に注せらる。選司の網維紊壞し、皆な崔・鄭を以て口実と為す。愔は坐贓もて江州司馬に貶せらる。(一四)

員外の盧藏用、鄭氏の後を承け、尚お七百餘人の未だ官を授けざる有り。一切奏して冬に至りて処分し、大いに怨讟に遭う。(一五)

【註釈】

(一) 貞觀中、天下豊饒にして、……仕進を窺わず 貞觀は太宗・李世民の元号で、西暦六二七―六四九年。『新唐書』卷四五・選舉

志下には、

初、武徳中、天下兵革新定、士不求祿、官不充員。有司移符州县、課人赴調、遠方或賜衣統食、猶辭不行。至則授用、無所黜退。不数年、求者寔多、亦頗加簡汰。

とあり、官員の不足が生じていた時期を「武徳中」としている。武徳は高祖・李淵の元号で、西暦六一八―六二六年。

(二) 官員の省符に充てざるに至り 「省符」は尚書省からの命令。『旧唐書』卷四三・職官志には、次のようにある。

凡天下制敕計奏之數、省符宣告之節、率以歲終為斷。京師諸司、皆以四月一日納于都省。其天下諸州、則本司推校、以授勾官。勾官審之、連署封印、附計帳、使納于都省。常以六月一日、都事集諸司令史對覆。若有隱漏不同、皆附于考課焉。

(三) 選人省に至らば、便ち職官を拝し、考満つれば即ち授牒して処分を請う 「選人」は候補・候選の官人をいう。「省」は尚書都

省をいう。「考」は官人の勤務評定のこと。唐では尚書都省の考功郎中(従五品上)及び考功員外郎(従六品上)が毎年、内外文武官の評定を担当した。評定対象の官人に対して、その年の功過行能の記録を作成し、本司または本州の長官に回してその優劣を議論し、それぞれ九等に評価したうえで、これが都省に送られる。考課の基準としては「四善二十七最」があり、これに依って評定と人事が行われた。『唐六典』卷二・尚書吏部・考功郎中条に、四善二十七最と、上上から下下までの九等をつぎのように説明している。

凡考課之法、有四善。一曰德義有聞、二曰清慎明著。三曰公平可称、四曰恪勤匪懈。

善状之外、有二十七最。其一曰獻替可否、拾遺補欠、為近侍之最。二曰銓衡人物、擢尽才良、為選司之最。三曰揚清激濁、褒貶必當、為考校之最。四曰礼制儀式、動合經典、為礼官之最。五曰音律克諧、不失節奏、為樂官之最。六曰決斷不滯、與奪合理、為判事之最。七曰都統有方、警守無失、為宿衛之最。八曰兵士調習、戎裝充備、為督領之最。九曰推鞠得情、処断平允、為法官之最。十曰讎校精審、明為刊定、為校正之最。十一曰承旨敷奏、吐納明敏、為宣納之最。十二曰訓導有方、生徒充業、為学官之最。十三曰賞罰嚴明、攻戰必勝、為將帥之最。十四曰礼義興行、肅清所部、為政教之最。十五曰詳録典正、詞理兼舉、為文史之最。十六曰訪察精審、彈拳必當、為糾正之最。十七曰明於勘覆、稽失無隱、為勾檢之最。十八曰職事修理、供承強濟、為監掌之最。十九曰功課皆充、丁匠無怨、為役使之最。二十曰耕耨以時、收穫剌課、為屯官之最。二十一曰謹於蓋藏、明於出納、為倉庫之最。二十二曰推步盈虛、究理精密、為曆官之最。二十三曰占候医卜、効驗居多、為方術之最。二十四曰譏察有方、行旅無壅、為閔津之最。二十五曰市廛不擾、姦濫不作、為市司之最。二十六曰牧養肥碩、蕃息孳多、為牧官之最。二十七曰辺境肅清、城隍修理、為鎮防之最。一最已上有四善為上上。一最已上有三善、或無最而有四善為上中。一最已上有二善、或無最而有三善為上下。一最以上有一善、或

無最而有二善為中上。一最已上、或無最而有一善為中中。職事粗理、善最弗聞為中下。愛憎任情、処断乖理為下上。背公向私、職務廢欠為下中。居官諂詐、貪濁有狀為下下。

「考満」とは、一考または数考を一任(任期)として、官人の考績(考課)の期限がすでに満ちていること、すなわち任期満了をいう。唐では概ね三ないし四考を「考満」とした。「授牒」とあるところの「牒」は、考課の証明書をさす。「処分」とは人事処分のこと。

(四) 吏部の候人数、百或いは二百に満つれば即ち引試し、書判を量りて注擬し、乃お放せらるる者無し 唐では五品官以上及び御史台官については中書門下が人事を行い、六品以下の常参官の官僚人事は吏部が司った。『唐六典』卷二・尚書吏部・吏部侍郎条に、

五品已上以名聞、送中書門下、聽制授焉。六品已下常参之官、量資注定。

とある。「候人」は、ここでは人事を待つ人の意。「書判」は、吏部の銓選で審査項目とされる、身(体つきと容貌)、言(言語)、書(書法)、判(裁判の判決文)をさす。「注擬」とは『通典』卷一五・選舉三に、

凡選、始集而試、觀其書判。已試而銓、察其身・言。已銓而注、詢其便利、而擬其官。

とあるように、「注」は官僚としての資質を量ること、「擬」は官職を定めて提示することをいう。人事案を提示する、また官僚人事を行うの意。「放」は官僚人事から外されること、また罷免されること。

(五) 故に吏曹は四時提衡し、略ほ休暇無し 「提衡」は公平にはかるの意で、ここでは銓選と同義。

(六) 貞観十年、中書令馬周、吏部尚書を校校す……十月一日に起首し、三月三十日に畢る 『唐会要』卷七五・選部下・選限条には
 ぼ同文が載る。

貞観十九年十一月。馬周為吏部尚書。以吏部四時持衡、略無暇休、遂奏請取所由文解。十月一日赴省、三月三十日銓畢。【原注…

按工部侍郎韋述唐書云「貞観八年。唐駁為吏部侍郎。以選集無限、隨到補職、時漸太平、選人稍衆。請以冬初、一時大集、終季春而畢。至今行用之」。諸史又云是馬周。未知孰是。兩存焉】。

底本の「貞観十年」は「貞観十九年」(六四五)の誤り。馬周(六〇一—六四八)は博州茌平(現在の山東省)の人で、字は賓王。貞観三年に上書した論事の内容が太宗の目にとまり、門下省に配属された。のち監察御史を経て、官は中書令に昇った。『旧唐書』卷

七四、『新唐書』卷九八に伝がある。「檢校吏部尚書」の「檢校」は、正式な拜命を受けていないことをさすが、唐の前半と後半とで意味が異なる。唐の中葉以前では、正式には任命を受けていないながら、その官の職権を執行することができる場合をいい、概ね「撰」と同じ意味を含む。しかし唐後半期になると、当該官の職権はなく、一種の虚銜となる。「吏部尚書」は吏部の長官で、正三品。『唐六典』卷二・尚書吏部に「吏部尚書・侍郎之職、掌天下官吏選授・勳封・考課之政令」とある。「所由」は、唐では一般に所由官すなわち地方官または官署をいうが、ここでは旧所屬官署の意であろう。

「文解」は本来、都に上り試験を受けることを証明する文書をさす。郷試の合格者を挙人といい、挙人はその地方官署より文解の発給を受けて、中央での試験に臨む。吏部が官僚の銓選を行う際に、その人物についての「文解」を求めたのであるから、ここでは当該官人についての調書のようなものと理解したほうがよいだろう。

(七) 是より先、侍郎唐皎、選人を銓引するに、其の穩便を問う 『唐会要』卷七四・選部上・掌選善惡条にほぼ同文が見える。

(貞觀) 八年十一月、唐皎除吏部侍郎、嘗引人銓問、何方便穩。或云其家在蜀、乃注與吳。復有云親老先任江南、即唱之隴右。論者莫能測其意。

唐皎は唐初期の官僚。武徳の初めに秦王府の記室となり、のち太宗の征討に従い、書檄の執筆を任された。『旧唐書』卷八五・唐臨伝に附伝されている。弟の唐臨は刑部侍郎となり、兄弟ともに太宗に仕えた。「穩便」はここでは、各人の希望するところ、の意であろう。

(八) 高宗龍翔の後、任職に堪えざる者の衆きを以て、遂に長榜を出して之を冬集に放つ、俗に之を「長名」と謂う 「龍翔」は「龍朔」の誤り、高宗・李治の元号で、西曆六六一―六六三年。「榜」はは榜札、揭示用の立て札。「冬集」は、職事官の任期が満了したのち、規定に従って京師に集まり、銓選に参加することをいう。『唐六典』卷二・尚書吏部・吏部尚書条に、

凡選授之制、每歲孟冬、以三旬会其人。去王城五百里之内、集於上旬、千里之内、集於中旬、千里之外、集於下旬。とあり、都からの距離によって期間が定められていた。また『通典』卷一五・選舉三に、

已注而唱示之、不厭者得反通其辭、他日、更其官而告之如初。又不厭者亦如之。三唱而不服、聽冬集。

とあり、ここには、銓選にて提示された官職に対し、三たび不服を申し立てた者は、再度冬集を許すとある。

「長勝」は「長名姓歴勝」ともいい、『通典』巻一五・選挙三に、

総章二年(六六九)、裴行儉為司列少常伯(吏部侍郎。六六二年改称)、始設「長名姓歴勝」、引詮注之法。又定州県官資高下升降、以為故事。其後莫能革焉。

とある。具体的にどういふものかは説明がないが、『資治通鑑』巻二〇九・中宗景龍三年三月条(中華書局標点本六六三五頁)に「(崔湜父挹為司業、受選人錢、湜不知、長名放之)」とありその胡三省注に、

高宗総章二年、裴行儉始設長名勝、凡選人之集于吏部者、得者留、不得者放。宋白曰、長名勝定留・放、留者入選、放者不得入選。とある。この『資治通鑑』の記事と底本の前後の記述からは、長勝に名前を出された場合は「放(資格なし)」とされて、銓選に入れられなかったのではないかと考えられる。『大漢和辞典』巻一一(六八九頁)には「長名」を説明して、

長名勝の略。唐の裴行儉が、官吏銓補の際に、吏の私意を以て先後するのを防ぐために、銓補の次第を長く張り出したことをいふ。とするが、右史料とは内容に齟齬がある。長名の詳細については、王勳成『唐代銓選與文学』(中華書局、二〇〇一年)一〇六一―一〇八頁にも検討されており、『資治通鑑』の胡注その他の史料から、長名勝は選人の駁放勝であり、ここに名前が挙げられた者が放とされて銓選に入ることができなかつたとする。或いは、総章二年(六六九)に裴行儉が始めた「長名姓歴勝」は、その当初は銓選の対象となる「留」人と、対象から外された「放」人とが勝示されており、その後もつばら放人のみを記すようになっていき、「長名」と呼ばれるようになったとも考えられよう。

(九) 宏道中、魏克己侍郎と為り……此に坐して出でて同州刺史と為る 「宏道」は「弘道」。高宗・李治の治世最後の元号で、西暦六八三年。魏克己は生没年不詳、則天武后のときに天官侍郎(吏部侍郎)であった。『唐会要』巻七四・選部上・掌選善悪には次のようにある。

弘道元年(六八三)十二月、吏部侍郎魏克己、銓綜人畢、放長勝遂出得留人名。於是衢路諠譁、大為冬集人援引指擿。貶為太子中允。底本の「授接」の部分は、『唐会要』では「援引指擿」とある。放勝の誤りを、冬集に訪れた官人らに指摘されたとの意味であろう。

魏克己の左遷先については、底本は「同州刺史(従三品)」とし、『唐会要』は「太子中允(正五品上)」とする。吏部侍郎(正四品上)からの降格なので、『唐会要』が正しいか。

(二〇) 鄧元挺は素より藻鑑無く、又た消渴を患う。選人鄧渴詩を作り、之を南院に勝す、亦た貶せられて寿州と為る 前掲註(九)に引く『唐会要』の続きにほぼ同文が見える。

遂以中書舍人鄧玄挺替焉。玄挺無藻鑑之目。又患消渴。選人因号為鄧渴。

鄧元挺は鄧玄挺のこと、『旧唐書』卷一九〇上・文苑伝に伝があり、

則天臨朝、遷吏部侍郎、既不称職、甚為時談所鄙。又患消渴之疾、選人目為「鄧渴」、為榜於衢路。自有唐已來、掌選之失、未有如玄挺者。坐此左遷澧州刺史。

と述べる。「藻鑑」は、人物を見分ける鑑識眼。「消渴」は現在の糖尿病。しきりに喉が渇くことからこう呼ばれた。「南院」は吏部銓選が行われる所。

(二一) 則天如意元年、李志遠選を掌り……此れ必ず『方』『王』なりと。令史並びに承伏す 李志遠は李至遠(李鵬)のこと。生没年不詳。『旧唐書』卷一八五上・良吏に李素立の孫として附伝がある。『唐会要』卷七四・選部上・掌選善惡には、

如意元年九月。天官郎中李至遠知侍郎。時有選人姓刁、又有王元忠並被放。乃密與令史相知、減其点画。刁改為丁。王元忠改為士元中。擬授官後、即加文字。至遠一覽便覺曰「今年銓覆数万人。總識記姓名。安有丁士者。此刁、某王某也」。拋窮其姦。登時承服。省中以為神明。

と、ほぼ同文が見えるが、底本にみえる「方」↓「丁」を、「刁」↓「丁」とする。ここにある「令史」は吏部の属僚で定員は三十名。「承伏」は罪を認めること。

(二二) 久視中、侍郎顧琮、性は公直なり……曰く「此れ亦た至苦なり、何ぞ天官の選を掌るを画かざらんや」と 顧琮は生没年不詳、『旧唐書』卷七三・顧胤伝に附伝がある。『唐会要』卷七四・選部上・掌選善惡には次のようにある。

久視元年七月。顧琮除吏部侍郎。時多權幸、好行囑託。琮性公方。不堪其弊。嘗因官齋至寺、見壁上画地獄變相、指示同行曰「此

亦称君所為。何不画天官掌選耶」。

「權倖」は權勢があつて主君の寵愛を受けている者。「官肅」は国忌の日に、仏寺で行われる供養のための食事会で、国費で行われる。『入唐求法巡礼行記』卷三・会昌元年十二月八日条に「八日、国忌(敬宗の命日)、当寺官肅。城中諸寺有浴。彗星漸没現」とある。底本に「壁画」とあるのは、『唐会要』をみると寺の地獄变相図であつたことがわかる。

(二三) 陸元方、常て天官侍郎に任ぜらる。終に臨みて曰く……言い訖りて歿す 陸元方は生没年不詳、蘇州吳郡の人、字は希仲。

明経出身で、官は鸞臺(黃門)侍郎平章事に至る。『旧唐書』卷八八、及び『新唐書』卷一一六に伝がある。

(二四) 中宗景龍の末、崔湜・鄭愔、同に銓管を執る……愔は坐贓もて江州司馬に貶せらる 崔湜(六七―七一三)は、定州安喜

(現在の河北省定県)の人、字は澄瀾。中宗のときに兵部侍郎や吏部侍郎、さらに中書侍郎同中書門下平章事を歴任した。『旧唐書』卷七四、『新唐書』卷九九に伝がある。鄭愔は生没年不詳、字は文靖。中宗のときに許州司功参军・檢校吏部侍郎等を歴任した。『唐会要』卷七四・選部上・掌選善惡に、

景龍三年。鄭愔與崔湜同執銓管。數外倍留人。及授擬不遍、即採用三考二百日欠(闕)。夏不行、又用兩考二百日欠(闕)。朝注夕改、

無復准定。選人得官、乃有三考不得上者。有一人索遠、得校書郎。其或未能処置者、即給公驗。謂之比冬。故選司綱維紊亂、以崔

鄭為口實。自後頗難綱紀。

とほぼ同文が見える。底本に「三考二百日闕」「兩考二百日闕」とあるのはいずれも「二百日欠(闕)」の誤り。三考は三年任期、兩考は二年任期だが、求人数に対して人事の空きが足りず、いずれも任期を二百日短少させて対応したのであろう。当時それほどまでに官人求職者が多かったことについては、『新唐書』卷四五・選舉志下に次のような記事がある。

中宗時、韋后及太平・安樂公主等用事、於側門降墨敕斜封授官、号「斜封官」、凡數千員。内外盈溢、無聽事以居、當時謂之「三無坐処」、言宰相・御史及員外郎也。又以鄭愔為侍郎、大納貨賂、選人留者甚衆、至逆用三年員闕、而綱紀大潰。韋氏敗、始以宋璟為吏部尚書、李義・盧從愿為侍郎、姚元之為兵部尚書、陸象先・盧懷慎為侍郎、悉奏罷斜封官、量欠留人、雖資高考深、非才実者不取。

中宗期に、韋后及び公主らが府を開いて大いに賄賂を収め、「墨勅斜封」という辞令書を下して官を授け、これを「斜封官」といった。

これにより、官人の待機人数が激増していたうえに、鄭愔らが人事に際して職権を乱用して収賄を行っていたことがわかる。

「公驗」は役所から発給される証明書。「比冬」は比冬選ともいう。先に見たように、唐代の銓選の時期は、貞観の頃に十月から三月に絞られ、のち孟冬に行われるようになってこれを「冬集」といった。「比冬」はこの冬集に比なぞうの意味であろう。斜封官の増多が官僚人事の滞留に拍車をかけていたこの時期、冬集の時期だけで注擬が終わらず、留人に公驗を発給したうえで、年間を通して人事が行われていたことがうかがえる。

(一五) 員外の盧臧用、鄭氏の後を承け、尚お七百餘人の未だ官を授けざる有り……大いに怨讟に遭う 盧臧用(？―七一四頃)は幽州范陽(現在の河北省涿県)の人で、字は子潜。中宗のときに吏部侍郎となった。『旧唐書』卷九四、『新唐書』卷一二三に伝がある。

【現代語訳】

貞観(六二七―六四九)中、天下は豊作で、士人たちはみな郷里での生活を楽しみ、仕官をしようとはしなかった。官署では人員が不足したため、なんとか人々を都に行かせて選に應じさせようとした。遠方の州に対しては、衣糧を集めて支給したが、それでもなお辞退する者があつた。(官人の資格をもつ)選人たちが尚書都省に来れば、ただちに職官を授けられ、任期が終われば、またすぐに辞令書を授けられて人選を請うことができたのである。吏部の人事を待つ人の数が百或いは二百人になればすぐに試験が行われ、書判の能力を量って人事が行われ、罷免されるような者はいなかった。従つて(尚書都省や吏部などの人事を司る)吏曹は、年中人事を行わなければならない、まったく休暇がなかった。

貞観十年(十九年の誤り)、中書令の馬周は、吏部尚書を検校していた。そこで初めて、人事対象者らの旧所属官署の証明書を取ることを上奏し、(人事については)十月一日に始めて、三月三十日に終わるようにした。

これより先に、(吏部)侍郎の唐皎は、人事の際に、それぞれの希望とするところを訊ねた。「家は蜀(現在の四川省)にあります」と答えれば、吳(現在の江蘇省)に赴任させた。「年老いた親が江南(長江下流域)におります」と言う者があれば、では隴右(現在の陝西省西北部)へ、という具合であつた。一人の信都(現在の河北省冀州市)の出身の者がおり、内心では河朔(黄河以北の地。現

在の山西省から河北省(一帯)に任地を得たいと願っていたので、わざと偽って「淮・淝(淮河・淝水流域。現在の安徽・江蘇省一帯)がよいのですが」と言ったところ、漳・滏(漳水・滏水が流れる現在の河北から河南にかけての地域)の間にある県の尉に任ぜられた。このことがあつてから、大いに人事の際の(希望する土地に赴任するための)手段とされるようになり、この方法に従って、度々請願する者が出るようになった。

高宗龍翔(龍朔。六六一—六六三)の後、職務に堪えられない者が多くなり、(その名前を)長勝に書いて、これを(官僚人事が行われる)冬集の際に掲示した。俗にこれを「長名」という。

宏道(弘道。六八三)中、魏克己が(吏部)侍郎となり、人事を掲示した際に、留人の名前を(誤って放人として?)貼りだしてしまった。街路では大騒ぎとなり、冬集に来ていた人々にさんざんに指摘を受けたのである。(魏克己)はこのことで罪を得て、同州刺史に左遷された。

これと同じ頃のこと、鄧玄挺はもとより人材を見る目がなく、また糖尿病を患っていた。選人が「鄧渴詩」なるものを作って、これを(人事が行われていた)南院に掲示したことで、(鄧玄挺)は寿州刺史に左遷された。

則天武后の如意元年(六九二)、李志遠が官僚人事を掌ることとなった。そのとき姓方・姓王なる者が(放人として)勝示されることになった。彼らはひそかに吏部の令史と知り合いになり、その(勝示される予定の自分の)姓の点画を減じて、「方」は「丁」に改め、「王」は「士」に書き換えてもらい、授官されたのち、文字を加増(して元に戻)してもらった。志遠はこれを一見して直ちに見破り「今年の人事対象者は数万人いて、総て姓字を把握しているが、『丁』『士』などという者はいなかった。これは必ず『方』『王』に違いない」といった。令史らはみな罪に伏したのであった。

久視(七〇〇)中、(吏部)侍郎であった顧琮は、公正でまっすぐな性格であった。当時は権力におもねる者が多く、公然と(不正人事の)委嘱が行われていた。琮はその弊害に憂慮していた。かつて官斎の折に(仏寺で地獄変相図が描かれた)壁画を見てこれを指さし、一緒に訪れた人に「これもまたたいへんな苦しみだ。天官(人事担当官)の選を掌ることを画いてもらいたいものだ」と言った。

陸元方は、かつて天官侍郎に任ぜられたことがある。臨終の際に「私も寿命がきたのだろう。とはいえ、人事を担当していた日々、

心神を損なつたのだ」と言い終わって息を引き取った。

中宗景龍（七〇七―七一〇）の末、崔湜・鄭愔は、ともに官僚人事を司っていたが、たびたび地方官の待機者を増やしてしまっていた。人事に空きがなかったため、三考（三年の任期）を二百日短少して対応した。ひと夏かかっても終えることができず、さらに兩考を二百日短少して対応した。それでも処置することができず、（人事の証明書となる）公験を發給して対応し、これを比冬といった。選人が官を得るのに、二年たつても任官できない者がいた。また遠くの赴任地を求めて保留していたところ、校書郎に充てられた者もあった。選司（である尚書都省や吏部）の綱紀は乱れて、みな崔・鄭のせいだといった。愔は坐贓によって江州司馬に左遷された。

員外（吏部員外郎）の盧藏用は、鄭氏（鄭愔）の後をうけて（官僚人事を担当したが）、なお授官されていない者が七百餘人もいた。すべて上奏して冬までに人事を処理したため、大いに人々の怨みを買ったのである。

（江川 式部）

(二) 『封氏聞見記』 卷三・風憲

【原文】

御史主彈奏不法、肅清内外。唐興、宰輔多自憲司登鈞軸、故謂御史爲宰相。杜鴻漸拜授之日、朝野傾羨。監察御史振擧百司綱紀、名曰入品宰相。高宗朝、王本立・余衍始爲御史裏行。則天更置内供奉及員外試御史。有臺使裏使、皆未正名也。其裏行員外試者、俗名爲合口椒、言最有毒。監察爲開口椒、言稍毒。散殿中爲蘿蔔、亦謂生薑、言雖辛辣而不能爲患。侍御史謂之掐毒、言如蜂蠶去其芒刺也。御史多以清苦介直獲進、居常敝服羸馬至于殿庭。開元末、宰相以御史權重、遂制、彈奏者、先詣中丞大夫、皆通許、又于中書門下通狀先白、然後得奏。自是御史不得特奏、威權大減。天寶中、宰相任人、不專清白、朝爲清介、暮易其守、順清希旨、綱維稍紊。御史羅希爽猜毒、吉温頗苛細、時稱羅鉗吉網、望風氣懾。開元已前、諸節制並無憲官、自張守珪爲幽州節度、加御史大夫、幕府始帶憲官、由是方面威權益重。遊宦之士、至以朝廷爲閒地、謂幕府爲要津、遷騰倏忽、坐致郎省、彈劾之職、遂不復振。

【訓読】

御史は不法を彈奏し、内外を肅清するを主る(一)。唐興るや、宰輔多く憲司自り鈞軸に登り、故に御史を謂うに宰相と爲す(二)。杜鴻漸が拜授せるの日、朝野傾羨す(三)。

監察御史は百司の綱紀を振擧し、名づけて入品宰相と曰う(四)。高宗朝、王本立・余衍始めて御史裏行と爲る(五)。則天更に内供奉及び員外・試御史を置く(六)。台使・裏使有るも、皆未だ正名とならざるなり(七)。

其れ裏行・員外・試は、俗名合口椒と爲す、言は最も毒有り。監察を開口椒と爲す、言は稍毒あり。散殿中を蘿蔔と爲す、亦た生薑と謂う、言は辛辣なりと雖も患と爲す能わず。侍御史は之を掐毒と謂う、言は蜂・蠶の其の芒刺を去むるが如し(八)。

御史は多く清苦・介直を以て進むるを獲、居常、敝服・羸馬もて殿庭に至る(九)。開元末、宰相は御史の権重きを以て、遂に制するに、彈奏する者は、先に中丞・大夫に諮り、皆通ずれば許す。又た中書門下に于いて状を通じ先に白し、然る後に奏するを得。是自り御史

は特奏するを得ず、威権大いに減ず(一〇)。天宝中、宰相の人を任ずるに、清白を専らにせず、朝に清介と爲すも、暮れに其の守を易え、順清希旨し、網維稍く紊る(一一)。御史の羅希夷は猜毒、吉温は頗る苛細、時に羅鉗吉網と称し、風を望み氣懾る(一二)。

開元已前、諸節制並びに憲官無し。張守珪の幽州節度と爲り、御史大夫を加えて自り、幕府始めて憲官を帯ぶ。是由り方面の威權益ます重し(一三)。遊宦の士、朝廷を以て間地と爲し、幕府を謂うに要津と爲すに至る。遷騰すること倏忽、坐ながらにして郎省を致す(一四)。彈劾の職、遂に復た振わず。

【註釈】

(一) 御史は不法を彈奏し、内外を肅清するを主る 唐代の御史台については、『唐会要』卷六十・御史台上にも、

蘇氏駁曰、御史台正朝廷綱紀、擧百司紊失、……

とあり、そのために用いられる重要な職務の一つが、非違彈劾である。なお、『唐会要』を編纂した蘇冕は、同書卷六一・御史台中・館駅条に「謹んで『六典』及び『御史台記』並びに『(御史台) 雜注』を按ずるに、即ち並びに台中に館駅使有るを言わず。」と記しており、『唐六典』と韓琬撰『御史台記』、杜易簡撰『御史台雜注』を参考に御史制度を編纂していることがうかがえるが、封演もこれらを参考にして本条をまとめた可能性が高い。

唐代の御史台は、御史大夫と中丞が統括し、その下に、台院・殿院・察院の三院が置かれ、台院には侍御史が、殿院には殿中侍御史が、察院には監察御史が所属した。ここでは、御史大夫と中丞の職掌を挙げておくと、『旧唐書』卷四四・職官志三・御史台の御史大夫条に、
大夫・中丞之職、掌持邦国刑憲典章、以肅正朝廷。中丞為之貳。…凡中外百僚之事、必彈劾者、御史言於大夫。大事則方幅奏彈之、小事則署名而已。

とあり、また『唐六典』卷一三・御史台・御史大夫の条には、

御史大夫之職、掌邦国刑憲・典章之政令、以肅正朝列、中丞為之貳。…凡中外百僚之事必彈劾者、御史言於大夫、大事則方幅奏彈、小事則署名而已。

とある。国家の刑憲・典章を維持し、朝廷を肅正し、御史台が弾劾を行うにあたっては、上奏する前に必ず長官の御史大夫に報告しなければならなかった。しかし、『通典』巻二四・職官典六・監察侍御史条に次のようにある。

（蕭）至忠進曰、故事、台中無長官。御史、人君耳目、比肩事主、得各自彈事、不相闕白。……

先述したように、御史台には台院・殿院・監察院の三院があり、それぞれに侍御史・殿中侍御史・監察御史が属し、三院それぞれの職務を分担しており、御史大夫がこれらを統括してはいたものの、三院をみずからの指揮下に置いていたわけではなかった。御史は皇帝の耳目であり、互いに権限上での優劣はなく、朝会の日に皇帝に直接弾劾することができ、弾劾の前に御史大夫や中丞にその内容を報告する必要はなかったのである。

なお、唐代の御史制度については、築山治三郎著「唐代における御史と酷吏について」（『京都府立大学学術報告』人文一六、一九六四年。後に同氏著『唐代政治制度の研究』創元社、一九六七年に所収）、根本誠著『因話録』における御史台について」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』一五、一九六九年）、八重津洋平著「唐代御史制度について（一）（二）」（『法と政治』二二・三、二二・三、一九七〇年、一九七一年）、池田温著「韓琬『御史台記』について」（『布目潮風博士古稀記念論集・東アジアの法と社会』汲古書院、一九九〇年）、胡滄澤著『唐代御史制度研究』（大陸地区博士論文叢刊四一、台北、文津出版社、一九九三年）、胡宝華著「唐代の弾劾制度の変容について」（『東洋史研究』五四・一、一九九五年）、同氏著『唐代監察制度研究』（北京、商務印書館、二〇〇五年）、松本保宣著『唐王朝の宮城と御前会議』（晃陽書房、二〇〇六年）などを参照。

（二）唐興るや、宰輔多く憲司自り鈞軸に登り、故に御史を謂いて宰相と為す 「鈞軸」は、国事に関する重要な責任または国政をつかさどる大臣をいう。天宝一四載（七五五）に成立した李華撰「御史大夫序壁記」（『文苑英華』巻七九八に所収）によれば、

距義寧至先天、登宰相者十二人、以本官参政事者十三人、故相任者四人、藉威声以稜徼外按戎律者八人……

とあり、李淵が長安に入って唐王となった義寧元年（六一七）より玄宗期の先天年間（七一二～七一二）までの間に、宰相の中で御史台の長官である御史大夫経験者が十二人、御史大夫で宰相会議に参加していたものも一三人いたとある。いかに御史大夫が重んぜられていたかがうかがえる。また、『通典』巻二四・職官典六・侍御史の条にも、

大唐自貞觀初以法理天下、尤重憲官、故御史復為雄要。

とある。

(三) 杜鴻漸が拜授せるの日、朝野傾羨す。杜鴻漸（七〇八～七六九）は濮陽の人。安史の乱が勃発すると、都の長安から逃れ、馬嵬で玄宗らとは別行動をとった皇太子（李亨、後の肅宗）を平涼で出迎え、靈武での即位に功績があった。宰相となったのは代宗期の広徳二年（七六四年）のこと。『旧唐書』巻一〇八、『新唐書』巻一二六に列伝あり。

(四) 監察御史は百司の綱紀を振挙し、名づけて入品宰相と曰う。『唐六典』巻一三・御史台・監察御史の条には、
監察御史掌分察百僚、巡按郡県、糾視刑獄、肅整朝儀。

とあり、内外の官僚を監察し、朝廷で行われる儀式における文武百官の序列を正したとある。その職掌は御史台で最も広範である。

(五) 高宗朝、王本立・余衍始めて御史裏行と為る。「高宗」は唐の第三代高宗李治（在位六四九～六八三）のこと。「御史裏行」は監察御史裏行をいう。『唐六典』巻六・御史台・監察御史条に、

監察御史十人、正八品上。【原注…：（中略）…貞觀二十二年（六四八）、加監察二人。其外、又置監察御史裏行。其始自馬周以布衣太宗令於監察御史裏行、自此便置裏行之名。】

とあり、太宗が貞觀年間に馬周を監察御史裏行としたのを始めとする。同じく『通典』巻二四・職官典六・監察侍御史条には、
又有監察御史裏行者、太宗置、自馬周始焉。【原注…始馬周以布衣有詔令於監察御史裏行、遂以為名。後高宗時、王本立自忻州定襄原尉為之。凡裏行、皆受俸於本官、多復本官者。…】

とあるように、太宗期の馬周を最初とするが、その後、高宗期に忻州定襄原尉だった王本立を監察御史裏行とした事例を挙げる。ところが、『唐会要』巻六〇・御史台上・監察御史条には次のような指摘がある。

龍朔元年（六六一）八月、忻州定襄原尉王本立為監察御史、裏行之名始於此。六典又云、裏行始於馬周、未知孰是。

本文では、太宗期の馬周については触れておらず、『唐会要』と同じく王本立を監察御史裏行の最初とする。王本立（？～六九〇）は、高宗期から武周期にかけて左司郎中、左肅政大夫を歴任、鳳閣鸞台平章事、鳳閣鸞台三品まで昇進したが、『新唐書』巻四・天授元年

二月条によると、「地官尚書の王本立を殺す」とある。新旧両『唐書』に立伝なし。

(六) 則天更に内供奉及び員外・試御史を置く。「則天」とは則天武后(在位六九〇〜七〇五)のこと。『唐六典』卷一三・御史台・侍御史条に、

侍御史四人、従六品下。【原注…(中略)…皇朝置四人、加品従六品下。又置内供奉員、不過本数、其遷改與正官資望亦齊。旧制庶僕五分減一、及崔隱甫為大夫、奏供奉・裏行並同正給。…】

とあり、また『冊府元龜』卷五一二・憲官部総序によれば、

又有内供奉・裏行・裏使・推使之名。【原注…武后…聖曆中(六九八〜七〇〇)、加中丞内供奉一人、尋省。長安二年(七〇二)、始置侍御史内供奉、不得過正員之数。先天中(七一二〜七一一三)、復增御史中丞内供奉一人。…監察裏行及試、以七員為定。…】

とあり、さらに『通典』卷二四・職官典六・監察御史条には、

武太后時、復有員外監察・試監察、…神龍以來、無復員外及試、但有裏行。

とある。

(七) 台使・裏使有るも、皆未だ正名とならざるなり 『通典』卷二四・職官典六・御史台条に、

内供奉・裏行者各如正員之半。【原注…開元初、又置御史裏使及侍御史裏使・監察裏使等官、並無定員、義與裏行同。穆思泰・元光謙・

呂太一・翟章並為裏使、尋省。…】

とあり、『唐公要』卷六十・御史台上・監察御史条には、

天后時、又有台使八人、俸亦於本官請、余並同監察、時人呼為「六指」。…開元初、又置裏行使(裏使の間違い)、無員数。とあるが、『通典』卷二四・職官典六・監察侍御史条では、台使を「六相」としている。

(八) 其れ行・員外・試は、俗名…言は蜂・蠶の其の芒刺を去むるが如し 『太平広記』卷二二五に引く唐の韓琬『御史台記』に、

唐賈言忠撰監察本草云、服之心憂、多驚悸、生白髮。時義云、裏行及試・員外者、為合口椒、最有毒。監察為開口椒、毒微歇。殿中為蘿蔔、亦曰生薑。雖辛辣而不為患。侍御史為脆梨、漸入佳味。遷員外郎為甘子、可久服。或謂合口椒少毒而脆梨毒者。此由觸

之則発。亦無常性。唯拜員外郎、号為摘去毒。歛悵相半、喜遷之、惜其權也。

とある。「合口椒」は、山椒で人が死ぬほどの猛毒があるものをいう。「蘿蔔」はだいこんのこと。「生薑」はしょうが。

(九) 御史は多く清苦・介直を以て進むるを獲、居常、敝服・羸馬もて殿庭に至る 「清苦」は、清廉潔白で困苦に耐えること。「介直」は耿介で正直なこと。「居常」はふだん、日常をいう。「敝服」はまた敝衣ともいい、破れた着物、ぼろの着物をいう。「羸馬」はやせ疲れた馬をいう。

(一〇) 開元末、宰相は御史の権重きを以て、……先に白し、然る後に奏するを得 御史台のもつ弾劾制度に「進状」と「閔白」がある。「進状」は、御史が弾劾する前に弾劾状を中書門下に進めることであり、「閔白」は、「進状」の前に、弾劾の件を御史大夫・中丞に報告することである。ここでは、そのうちの「閔白」が制度化した時のことを記している。「開元」は玄宗期の年号で、西暦七一三～七四一年。

開元末の宰相は李林甫と牛仙客の二人であるが、『資治通鑑』卷二一九・唐紀三五・肅宗至徳元載冬十月条に、

初、李林甫為相、諫官言事皆先白宰相、退則又以所言白之。御史言事須大夫同署。：

とあることから、李林甫を指しているのだろう。八重津洋平氏は、「閔白」は開元一四年（七二六）に御史大夫崔隱甫によって、あるいは開元二二年（七三四）以後に宰相李林甫によって作られた制度であるとしているが、本文から、封演は後者と考えていることが分かる。八重津氏前掲「唐代御史制度について（一）」を参照。ちなみに、「進状」は中宗景龍三年（七〇九）に制度化されている。『唐会要』卷二五・百官奏事条および劉肅撰『隋唐嘉話』卷下を参照。

(一一) 天室中、宰相の人を任ずるに、……順清旨を希い、綱維稍く紊る 「天室」は玄宗期の元号で、西暦七四二～七五六年。「順清」は正しくて清らかなこと。「希旨」は上に在る者の意思に迎合する、機嫌を取ること。「綱維」は、国家の法度、おきて。天室中の宰相とは楊国忠を指しているのだろう。

(一二) 御史の羅希奭は猜毒、吉温は……吉網と称し、風を望み氣懾る 羅希奭は生没年不詳、本は杭州の人であったが、家は洛陽の近くにあった。李林甫の婿である張博濟の外甥であったことから、官吏となった。吉温（？～七五五）は馮翊池陽の人。

天室初期に、李林甫は自らの敵対勢力を排除するために羅希奭と吉温の二人を抜擢した。二人とも法を残酷なまでに適用する酷吏で

あり、この二人に目をつけられたら最後、逃れたものはなかったという。『旧唐書』卷一八六下・酷吏伝下・羅希奭に、

天宝初、右相李林甫引與吉温持獄、又與希奭姻婭、自御史台主簿再遷殿中侍御史。自韋堅・李適之・柳勣・裴敦復・李邕・鄆元昌・楊慎矜・趙奉璋下獄事、皆與温鍛鍊、故時稱羅鉗吉網、惡其深刻也。

とあるように、「羅鉗吉網」と怖れられた。李林甫の死後、羅希奭は地方官に左遷されたが、吉温はのちに楊国忠のために活躍し、さらに安祿山に付き、朝廷の状況を逐一報告していた。そのため楊国忠に警戒され、地方官に左遷され、天宝一四載（七五五）八月に殺害された。羅希奭は『旧唐書』卷一八六・酷吏伝下に、吉温は『旧唐書』卷一八六・酷吏伝下と『新唐書』卷二〇九・酷吏伝に、それぞれ立伝されている。

(一三) 開元已前、諸節制並びに憲官……幕府始めて憲官を帯ぶ 張守珪（六八四〜七三九年）は陝州河北の人。玄宗期に瓜州刺史に任じられて吐蕃との戦いで戦功をあげると、隴右節度使となった。後に幽州節度使となり、安祿山を引き立てたことでも知られる。張守珪が幽州節度使と御史とを兼ねたのは、『旧唐書』卷一〇二・張守珪伝によると、

（開元）二十一年（七三三）、転幽州長史・兼御史中丞・営州都督・河北節度副大使、俄又加河北採訪処置使。

とあるように、開元二年に就任した時のことであり、この時は御史大夫ではなく御史中丞である。

(一四) 遷騰すること倏忽、坐して郎省を致す 「遷騰」は統けざまに昇進すること。「倏忽」はたちまち、わずかの時間、極めて短い時間。もともと御史台の官は、侍御史の昇進の速さについて、『通典』卷二四・職官典六・侍御史条に、

凡侍御史之例、不出累月、則遷登南省、故号为南床百日。

とあり、侍御史に任命されてから南省、すなわち尚書省へ百日足らずで昇進したので、「南床百日」と呼ばれたとある。しかし、ここでは節度使の幕僚官で御史を兼任するものが、勞せずして尚書省へ昇進できるようになったことをいう。

【現代語訳】

御史台は、不法を弾劾し、内外を取り締まって不正を取り除くことを職掌とする。唐が興ると、宰相の多くが御史台官から大臣に昇

進したので、御史台は宰相とみなされた。杜鴻漸が（御史大夫を）拜命すると、朝廷内外の人々は期待を寄せた。

監察御史は官僚の綱紀を糾弾したので、「入品宰相」と呼ばれた。高宗朝では、王本立・余衍が始めて監察御史裏行となった。則天武后期には、さらに内供奉・員外監察御史・試監察御史を置いた。また台使・裏使も置かれたが、どれも正官とはならなかった。

監察御史裏行・員外監察御史・試監察御史は、俗称を「合口椒」と言ったが、最も毒があるという意味である。監察御史を「開口椒」と言われたが、少し毒があるという意味である。散殿中侍御史は蘿蔔（だいこん）、または生薑（しょうが）と呼ばれたが、その意味は辛いけれども、災いとはならないことをさす。侍御史は「招毒」と呼ばれたが、蜂やサソリが毒針を隠しているのを諭して言う。

御史は、多くが清廉潔白で困苦に耐え、耿介で正直な人物が選ばれ、ふだんはぼろの着物を着て、やせ疲れた馬に乗って殿庭にやってくるのである。

開元末になると、宰相は御史の権限が大きいので、遂にその権限を抑えるために、御史が弾劾する前に弾劾状を御史大夫や中丞に報告し、また弾劾状を中書門下に送って宰相に先に報告してからでないと弾劾できなくした。これによって御史は皇帝に直接奏弾することではなくなり、その権限は大いに弱体化することになった。天宝年間では、宰相が御史の選任をするのに、清廉潔白な人物だけにするのではなく、朝に清廉な人物が選ばれたとしても、夕方にはその官職が変わっており、清廉な人物であっても宰相の意思に迎合するようになり、国家の法度もしだいに乱れるようになった。御史の羅希奭はそねんで陥れ、吉温は非常に取り締まりが厳しいので、当時の人々は「羅鉗吉網」と呼び、その評判を聞いて恐れていた。

開元年間以前、地方の節度使で御史台の官を兼ねる者はいなかった。張守珪が幽州節度使となって御史大夫（御史中丞の誤り）も兼ねるようになってから、その幕僚もようやく御史台の官を兼ねるようになり、地方の節度使の権威はますます強くなった。仕官を求めている人々は、中央の官を閑散なものとし、節度使の幕僚官を重要な地位とみなすようになった。（幕職官で御史を兼任する者は）わずかの時間で昇進し、勞せずして尚書省の官に就任できるようになった。こうして、弾劾官の職務はついに再びさかんになることになった。